漁港における外郭施設の延長	D_{22} ＝ 0.02874 D_{23} ＝ 0.02751 D_{24} ＝ 0.028 D_{25} ＝ 0.028 D_{26} ＝ 0.028 D_{27} ＝ 0.027 D_{28} ＝ 0.0258 D_{29} ＝ 0.0260 D_{30} ＝ 0.02600 $D_{令元}$ ＝ 0.00065 $D_{令2}$ ＝ 0.00114 $D_{令3}$ ＝ 0.00157 算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=14}^{令3} (C_n \times D_n)}{5{,}050\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成10年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前	

漁港における外郭施設の延長	D_{22} ＝ 0.02877 D_{23} ＝ 0.029 D_{24} ＝ 0.029 D_{25} ＝ 0.028 D_{26} ＝ 0.028 D_{27} ＝ 0.027 D_{28} ＝ 0.0258 D_{29} ＝ 0.0260 D_{30} ＝ 0.00106 $D_{令元}$ ＝ 0.00065 $D_{令2}$ ＝ 0.00114 算式 $\dfrac{B \times 0.3 + \sum_{n=13}^{令2} (C_n \times D_n)}{5{,}230\text{円} \times A}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　国庫の補助金を受けて施行した漁港事業に係る経費又は国が行うこれらの事業に係る法令に基づく負担金に充てるため平成10年度以前において発行について許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和46年度、昭和50年度から昭和61年度まで及び平成3年度から平成10年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度、昭和59年度及び平成10年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和51年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、昭和61年度補正予算債、昭和62年度補正予算債、平成4年度補正予算債、平成5年度補正予算債、平成6年度補正予算債、平成7年度補正予算債、平成8年度補正予算債、平成9年度補正予算債及び平成10年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、昭和44年度以前	